



区報あき  
8.1号

P7・P8編集・安芸区役所区政調整課  
〒736-8501 安芸区船越南三丁目4-36  
☎821-4903 ☎822-8069

# 安芸

広島ひろしま  
市民の市政

広島市安芸区役所 検索  
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/akiku/

安芸区公式  
Facebook  
https://www.facebook.com/hiroshimashiakiku

## 「障害」を知る

－住み慣れた地域で  
安心して暮らすために－

障害には、身体障害、知的障害、精神障害などがあります。生まれつきのものだけでなく、病気や事故などで発生する場合もあり、誰にでも生じる可能性があります。

障害への取り組みを知り、障害について考えてみませんか。  
☎地域支えあい課(☎821-2820、☎821-2832)

## 障害者基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所とは？

安芸区には、社会福祉法人などが市から委託を受けて事業を行う、**障害者基幹相談支援センター**と**障害者相談支援事業所**があります。

障害者の相談・支援を目的として、平成18年に設置されました。

この2つの機関では、社会福祉士、相談支援専門員などの専門職員が連携して以下の取り組みを行っています。



どんなことでも  
お気軽にご相談ください

### 困ったときの相談対応



障害種別や年齢、障害者手帳の有無は問わず、安芸区に在住で障害のある人やその家族、関係機関などからさまざまな相談を受け付けています。

### 仲間と出会うための紹介



各障害者団体、家族会の紹介を行っています。  
同じ悩みを持つ人たちと知り合い、情報交換や交流をしてみませんか。

### さまざまな支援



#### 障害福祉サービスなど

介護や就労支援、日中の居場所、長期入院などの退院時支援などが必要になった場合にサービス利用に関する相談に応じます。ホームヘルプサービスやショートステイ、就労移行支援、地域移行支援など、さまざまなサービスがあります。福祉課(☎821-2816、☎821-2832)でも相談できます。

#### 自立支援医療費制度

自立した日常生活・社会生活を営むために必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。通院で精神医療を受けるための精神通院医療、身体障害者で身体機能を回復するための更生医療(18歳以上)、育成医療(18歳未満)があります。

詳しくは福祉課にお問い合わせください。

### 理解促進講座の開催



地域や職場、障害者やその家族を対象に、障害者差別解消や障害者虐待防止などについての講座を開催します。講座の開催を希望する場合は、町内会や企業などおおむね5人以上の団体で、おおむね2カ月前までにご相談ください。

テーマに応じて、同センター、事業所の職員が講師となる場合や、専門機関などの職員が講師となる場合があります。

講座を受けて、障害や障害者についての理解を深めてみませんか。

困ったことなどがありましたら、お気軽に以下へお問い合わせください。

名称	住所	電話番号	ファクス
障害者基幹相談支援センター	上瀬野南一丁目338-3	881-7110	894-0403
障害者相談支援事業所	中野東四丁目5-35	892-1601	892-3914

## 地域生活支援拠点事業 — 緊急時に備えます —

障害者基幹相談支援センターでは、上記の取り組みに加えて、**地域生活支援拠点事業**に取り組んでいます。

この事業は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、さまざまなサービスを切れ目なく提供するものです。

### 対象者

安芸区に在住の障害のある人で、以下のどちらかに当てはまる人

- ①一人暮らしで緊急時に支援が必要の人
- ②同居の家族などが高齢か障害や疾病などがあり、家族などからの支援を受けられない人



### 平常時

利用者の情報を登録し、緊急対応プラン(緊急事態を想定し、誰に連絡するか、どこに受け入れを希望するかなどを決めたもの)を作成。緊急時に備えて必要なサービスを提供

### 緊急時

24時間365日電話を受け付け、安芸区内の連携施設につながるなどの支援

### 緊急事態が落ち着いたら

地域での生活を支援するため、同センター職員が訪問、地域関係機関と障害のある人との橋渡しを行う

### その人に寄り添った支援を



同センター職員・  
新谷 慶子さん

私たち職員は、その人の生きづらさを少しでも和らげるため、しっかりお話を聞こうと心掛けています。

また、緊急対応プランを立てるときは、本人や家族のお話や希望を聞きながら、どうするのが良いかを一緒に考えています。

例えば、緊急時には多くの場合、施設への短期入所をしますが、前もってそ

の生活を体験し、慣れておくといざというときに安心して利用できます。どんな準備をするか、本人の暮らしやすさを第一に作成しています。そして、緊急時だけでなく、日頃からの関わりを大切にしています。

障害のある人本人や高齢の親、親族だけでなく、近所の人や支援者など、さまざまな立場の人からも相談を受けています。守秘義務は守ります。困ったことや心配なことがあれば、小さなことでもまずは相談してもらえたらと思います。

### その他の相談窓口

障害のある人とその家族などの相談に応じ、各種情報の提供などを通じて地域での生活を一緒に考えます。

相談内容	名称	住所	電話番号	ファクス
障害者の活動支援など	地域生活支援センター・モルゲンロート	中野東四丁目5-35	892-3050	892-3914
精神疾患の医療相談	精神科救急情報センター	中野東四丁目11-13	892-3600	-